

## デイサービス きたえる～む登別

### 高齢者虐待防止に関する指針

#### I. 基本理念

「高齢者に対する虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」を遵守し、その精神の基本である『尊厳の保持』をするため、いかなる時も虐待を行ってはならない。

高齢者虐待防止の為の取り組みは人権を守る為の取り組みであることを理解し、その前段階に存在すると思われる『不適切なケア』を行なわないように、学び、理解を深め、自覚し、利用者的人権を尊重する『適切なケア』が提供できる環境を整える事を基本理念とし、この方針を定める。

#### 2. 高齢者虐待の定義

【高齢者虐待防止法における高齢者虐待の定義】

##### ●養護者における高齢者虐待

###### I. 養護者がその擁護する高齢者について行う次に掲げる行為

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加える事
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- 二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること

###### 2. 養護者又は構成者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

##### ●養介護施設従事者等による高齢者虐待

###### I. 老人保健施設等の養介護施設の業務に従事する者が、当該施設に入所し、その他当該施設

を利用する高齢者について次に掲げる行為

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は拒絶的な反応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- 二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

## 《高齢者虐待の内容・具体例》

区分	内容	具体例
身体的虐待	暴力的行為などで、身体的に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的・継続的に遮断する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする、つねる、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる</li> <li>・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰服用させたりして、身体拘束、抑制をすること</li> </ul>
心理的虐待	脅しや屈辱などの言動や威圧的な態度、無視・嫌がらせ等によって精神的・情緒的苦痛を与えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗を嘲笑する、それを人前で話すなどにより高齢者い恥をかかせる</li> <li>・怒鳴る、ののしる、悪口を言う</li> <li>・侮辱を込めて、子供のように扱う</li> <li>・高齢者が話しかけているのに意図的に無視をする等</li> </ul>
性的虐待	本人との間で合意形成がされていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する</li> <li>・キス、性器への接触、セックスを強要する等</li> </ul>
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない</li> <li>・本人の自宅等を本人に無断で売却する</li> <li>・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等</li> </ul>
ネグレクト (介護や世話を放棄・放任)	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている家族が、その提供を放棄または放任し高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的な状態を悪化させていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている</li> <li>・水分や食事を十分に与えられていない事で空腹状態が長時間にわたって続く、脱水症状や栄養失調の状態にある</li> <li>・室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる</li> <li>・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応な理由なく制限するなどして使わせない等</li> </ul>

## 《その他、近年増えている事例》

区分	内容	具体例
セルフネグレクト(自己放任)	高齢者が自らの意思で、または認知症やうつ状態等の為、判断能力や生活意欲が低下し、自らの意思で他者に対して援助を求めず放置している等、客観的に見て本人の人権が侵害されている状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ものごとや自分の周囲に関して極度に無関心にある</li> <li>・何度も聞いても「いいよいいよ」と言って遠慮するなど、あきらめの態度が見られる</li> <li>・室内や住居の外にゴミがあふれている、異臭がある、虫が湧いている状態</li> <li>・入浴しておらず異臭がある、髪が伸び放題、皮膚が汚れている等</li> </ul>
DV(ドメスティックバイオレンス)	配偶者やパートナーなど親密関係にある、または、あった者から振るわれる暴力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的暴力</li> <li>・精神的暴力</li> <li>・経済的暴力</li> <li>・性的暴力</li> <li>・社会的暴力</li> </ul>

### 3. 高齢者虐待・不適切ケアの防止

#### ・虐待につながる不適切ケアを防止する

日々の利用者の様子を観察し、不適切なケアを黙認せず、虐待の兆候を早期に発見できるよう努める。

気づきは声に出し、職員全員で検討する。

#### ・適切な知識と自己研鑽

職員に定期的に研修を行い、虐待防止や身体拘束その他行動制限などについて正しい知識を身につける。

#### ・身体拘束禁止

基本的に拘束は禁止。やむを得ず生命や身体への安全のために行い際には、

3要件「切迫性・非代替性・一時的」を確認し適切な手続きの元に行うこと

#### **4. 虐待防止検討委員会の設置について**

①虐待防止検討委員会の委員は、可能な限り各職種が関わるよう委員の選定をする

※人員により各職種選定できない場合もあるが、役割を決め業務を遂行する

②委員会は年に2回以上、研修は年に1回以上年間研修カレンダーに準じて開催する

※必要に応じて追加で開催する事もある

③委員会の審議事項

・基本理念や行動規範など、職員への周知に関すること

・職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること

・職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること

・虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関すること

・虐待発見時の対応に関すること

・その他人権侵害、虐待防止に関すること

#### **5. 管理者の責務**

・管理者は職員に対する高齢者虐待防止の為の研修を実施、虐待防止の各種措置を講じる責務を負うとともに、保険者に通報する義務を負うものとする。

職員から施設内外における虐待を受けたと思われるまたはその疑いがある案件の報告を受けた場合は速やかにこれを検証し、法人内責任者へ報告の上保険者に通報する。

また、この通報を行なった職員に対して、その事を理由に解雇・その他不利益な扱いは一切行わない。

登別市 地域包括支援センターあおい	TEL 0143-83-0511
登別市 地域包括支援センターゆのか	TEL 0143-88-2106
登別市 地域包括支援センターけいあい	TEL 0143-82-5005
登別市 高齢福祉課	TEL 0143-85-5720

#### **6. 職員の責務**

・職員は日頃より利用者に対し正しい倫理観のもと、不適切なケアをしない、見逃さない、許さないという事を原則とし、もしも発見した場合には速やかに管理者へ報告する。

・職員は高齢者虐待や不適切ケアに当たると思われる事案を発見した際には、速やかに虐待防止委員会担当者もしくは管理者に報告する。

・職員は高齢者虐待の事案が発生した際に行われる調査において隠蔽することなく協力すること。

## 7. 虐待の早期発見等への対応

### (1) 虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等への報告が重要である。

尚、虐待とは利用者の権利侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から、利用者等は、利用者、家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努める。

### (2) 虐待発見時の早期対応

虐待もしくは、虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全、安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分に配慮すること、また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たす事など、速やかに組織的な対応を図ること、また、行政に通報、相談をする。

さらには、発生要因を十分に調査、分析をするとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努める。

## 8. 職員等が留意すべき事項

職員等は、利用者の人格を尊重する事を深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意する。

### ① 意識の重要性

- ・常に利用者の人格や権利を尊重すること
- ・職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心掛ける
- ・虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差があることを、絶えず認識すること

### ② 基本的な心構え

- ・利用者との人間関係が構築されている（親しい間柄）と、独りよがりで思い込まないこと
- ・利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合、その言動を繰り返さないこと
- ・利用者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり、拒否することができない場合もあることを認識すること
- ・職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと
- ・虐待（疑い）を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や懇切丁寧な相談支援を行うとともに、責任者に速やかに報告すること
- ・職場内の虐待に係る問題や発言などを個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告や職員等の義務であることを認識すること

## **9.虐待防止検討委員会と担当者の責務**

- ・担当者は高齢者その他の通報を受けた場合、速やかに委員会において情報を共有しその後事実確認と調査をする。
- ・担当者は虐待防止検討委員会に参加し、定期的な研修などにより職員へ理解と学習を促し、早期発見に努める。
- ・虐待防止検討委員会は虐待の可能性のある高齢者の通報を受けた場合速やかに精査し、法人責任者及び担当ケアマネ、市等へ報告する。
- ・虐待防止検討委員会は虐待の起きた経緯や原因を調査し、繰り返す事の内容に検討し、職員へ周知徹底する。

## **10.利用者等に対する当該指針の閲覧について**

- ・当該指針はいつでも閲覧できるように施設内掲示及びホームページ上で公表する。

### **《附則》**

本指針は、令和 6 年 3 月 1 日より施行する。